

第4章 計画の推進

1 各主体の役割

「第3次大館市障害者計画」の中で示した障害者施策を確実に展開するため、障害や障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるとともに、行政はもとより、障害のある人、地域住民、学校、福祉事業者、企業、保健・医療等の関係機関がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

2 全庁的な推進体制の整備

計画を着実に推進するため、庁内各課と緊密な連携・協力を図りながら、一体となって施策を実施します。

3 計画の管理

計画の事業や取組みの進捗状況等について、「大館市障害者施策推進協議会」が本計画の実施状況の点検・評価を行います。

4 計画の見直し

障害のある人の状況や社会情勢、国、県における施策の動向など大きな変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。